

重要事項説明書

指定介護老人福祉施設 サニーヒル横須賀

社会福祉法人 隆徳会

介護保険法に基づく介護サービスを提供する事業者は、あらかじめ利用申込者等に対し、事業運営についての重要事項、サービス提供従業者の勤務体制、その他のサービス選択に資する事項の説明を行い、同意を得なければならない旨が規定されています。

重要事項説明書

1 法人・事業所の概要

法人名称	社会福祉法人 隆徳会 理事長 山崎 美香
事業所名称	指定介護老人福祉施設 サニーヒル横須賀 施設長 山崎 憲司 指定事業所番号:1471900264
所在地	横須賀市長井6-21-7
電話番号	046(855)3032
FAX	046(855)3021
提供するサービス	介護老人福祉施設(定員 108名)多床室(4人部屋)全27部屋 (空床がある場合には、定員の範囲内で(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します)
第三者評価	2005年度受審 神奈川県社会福祉協議会 評価結果公表番号 No.13
利用対象の方	以下(1)から(4)のいずれかに該当する場合

- (1) 要介護3以上の認定を受けている方。
- (2) 要介護1又は要介護2の認定を受けている方のうち、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である方(次の「特例入所の要件」のいずれかに該当する方)。
【特例入所の要件】
 - ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
 - イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
 - ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
 - エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。
- (3) 老人福祉法第11条第1項第2号の規定による措置入所の方。
- (4) 平成27年3月31日以前から当施設に入所している方。

2 目的及び運営方針

事業者は、介護保険法及び横須賀市条例等の関係法令に従い、ご利用者に対し1人1人の意思及び人格を尊重し、可能な限りその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むために必要な介護施設サービスを提供致します。また、ご利用者の選択に基づき適切にサービスを提供し、ご利用者が豊かに生活を送れるよう支援することを目的としています。

3 事業所の従業者体制等 (介護予防)短期入所生活介護の各従事者を含む(2024.4.1)

管理者(施設長)	1名	事務員	3名
管理栄養士	1名	介護支援専門員	4名
生活相談員	3名	機能訓練指導員	7名
看護職員	7名	介護職員	56名
嘱託医:徳山診療所			(兼務含む)
協力歯科医療機関:湘南グリーンクリニック歯科			

協力医療機関：衣笠病院・ながいクリニック

給食委託：株式会社 LEOC

4 標準的なサービスの内容

生活介護支援、食事、排泄、入浴、機能訓練、健康管理、服薬支援、レクリエーション、年間行事、居室及び共用室の掃除等生活環境の衛生整備、衣類の洗濯

5 金銭管理

ご利用者は、自己の所有する年金等の受け取りはご利用者の基とし、係る証書等の管理はご利用者とする。ただし、管理不可能な場合は、事業者に依頼することができる。

日常生活費の小銭については、ご利用者が所持管理できる。但し管理不可能な場合は、事業者に依頼することができる。

6 所定の料金体系

別紙の料金表によるご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と食事、居住費、日常生活費負担額の合計額をお支払い下さい。

※別紙「サービス利用料金表」参照

7 利用料金の計算期間及び清算方法

1か月の合計利用料金=(介護保険給付対象 基本サービス費 ご利用者負担分①)
+ (介護保険給付対象 加算ご利用者負担分②)
+ (介護保険給付対象 介護職員等処遇改善加算①+②の(14.0%))
+ (食費自己負担分)
+ (居住費自己負担分)
+ (日常生活費負担分)

利用料金の計算期間は、当月の1日から末日までとし、翌月の27日に指定銀行より引き落としさせていただきます。請求及び支払い業務を代行する指定銀行は「かながわ信用金庫 武山支店」

8 苦情・相談の受付体制

(1) 事業所担当(サニーヒル横須賀) 生活相談員 電話 046(855)3032
FAX 046(855)3021
対応時間: 9:00~17:00(日曜除く)

(2) 第三者委員
長井地区民生委員・児童委員協議会会長 白井幸江 電話 046-856-2353
長井地区ボランティアセンター運営委員長 熱田千津子 電話 046-857-4957

(3) 市町村、国民健康保険団体連合会

① 横須賀市民生局福祉こども部 介護保険課 給付係
所在地:横須賀市小川町11番地 電話 046(822)8253
開庁時間:月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで
(土曜日・日曜日、祝日・休日、年末年始を除く)

② 三浦市保健福祉部 高齢介護課
所在地:三浦市城山町1番1号 電話 046(882)1111
開庁時間:月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで
(祝日、休日、年末年始を除く)

③ 神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)介護保険課介護苦情相談係
所在地:横浜市西区楠町27番地1 電話 045(329)3447

受付時間:午前8時30分～午後5時15分まで
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

※横須賀市、三浦市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へお問い合わせください。

9 従業員の研修

事業者は、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。研修については、採用後3ヶ月以内に行い、年2回以上資質向上のために、内部研修、外部研修を実施します。

10 従業員および従業員であった者の秘密保持

従業員および従事者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。

11 緊急やむを得ない身体拘束及び高齢者虐待の防止、尊厳の保持に関する説明

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないものとします。

下記の項目すべてに該当していると判断した場合緊急やむを得ず必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

(1) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の項目

- ① ご利用者または他のご利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する看護・介護方法がない場合
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

(2) 身体拘束の方法および期間

身体拘束を早期解除することを目標に検討会議を随時開催することを約束致します。

(3) ご家族様への報告について

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、直ちに代理人様(身元引受人様)に身体拘束が必要である状態に陥った経緯と現状の報告を行います。

- ① 身体拘束が必要な理由
- ② 身体拘束の方法(場所、部位および使用物品等)
- ③ 身体拘束を行う時間帯及び時間等
- ④ やむを得ず身体拘束を実施した時点での利用者の精神状態及び、身体状況等
- ⑤ 身体拘束開始時間及び身体拘束解除予定日時

(4) その他

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書を提示し、同意を得たうえで実施します。

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従事者の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

12 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。事業者は、非常災害対策に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。ご利用者は、災害対策に可能な限り協力するものとします。

13 緊急時等における対応方法

事業者は、緊急時に備えて日頃から従業員に対し利用者の病状急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに協力医療機関と利用者家族に連絡する等の措置を講じます。

14 事故発生時の対応

事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備、体制の整備、事故発生の防止のための委員会の実施等の対策を講じます。

事業者は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及びご利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。

15 衛生管理

サービスの提供及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、施設の従業者がご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を講ずるものとします。なお、その場合、事業者はご利用者のプライバシー等について、十分配慮するものとします。

16 記録の整備

事業者は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備し当該記録のうち次に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存します。

- 一 従業者の勤務の体制に関する記録
- 二 施設介護サービス費の請求に関して国民健康保険連合会に提出したものの写し
- 三 サービスの提供に関する記録

17 ご利用者の安全確保

防犯カメラの設置をしております。

18 施設を退所して頂く場合(契約の終了について)

契約期間は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下の事項に該当するに至った場合には、契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- (1) 要介護認定により、ご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
平成 27 年 4 月 1 日以降に入所された方については、上記に加え要介護 1・2 と判定された場合。(但し、特例入所の要件に該当する場合を除く。)
- (2) 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- (3) 施設の減失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- (4) 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- (5) ご利用者から退所の申し出があった場合。
- (6) 事業者から退所の申し出を行った場合。

重要事項について説明し、内容の同意を受け、文書を交付しました。

年 月 日 説明者

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、内容に同意し、本書面の交付を受け、指定介護福祉施設サービス提供開始に同意致します。

年 月 日

ご利用者: 住所

氏名

印

代理人:
(身元引受人)

住所

氏名

印